令和　　　年　　　月　　　日

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定承認申請書（建築確認申請を要する場合）

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定運営委員会　様

建築主　住所

氏名（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

㊞

電話番号

当地区建築協定書の第14条第2項の規定にもとづき、土地の所有者等の責務として、建築協定運営委員会の承認を受けたく、京都市桂坂にれのき北地区建築協定承認申請書（建築確認申請を要する場合）「別紙」とともに、この申請書を提出します。

・・・

［留意事項（建築協定運営委員会より建築主様へ）］

※　建築計画概要書のほか、委員会が必要と認めた図書、外壁及び屋根の見本等審査に必要なものを添付してください。建築計画概要書とは、建築基準法施行規則第1条の3に規定する概要書をいいます。

※　この承認申請書及び委員会が必要と認めた図書は、3部提出してください。

※　この承認申請書の写しを、建築確認申請書の副本に添付してください。

※　当地区は京都市が認定した「地域景観づくり協議地区」内にあり、京都市市街地景観整備条例・第47条第1項により、「同地区」内において景観法第16条第1項（建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）による届出（提出先/京都市景観政策課）をしようとする者は、あらかじめ、桂坂景観まちづくり協議会（当該「地域景観づくり協議地区」を活動区域とする協議会）との協議が必要となりますが、桂坂学区について京都市が認定した「地域景観づくり計画書」において、建築協定の締結されている敷地の場合は、その地区の建築協定運営委員会に連絡し、届出書を提出し、計画内容が建築協定の内容に沿っていることを確認すれば、建築協定の承認手続きにより、その協議が行われたものとみなすとなっています。

------------------（以下、委員会が記入する部分）--

令和　　年　　月　　日付提出の上記「京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定承認申請書」について、内容審査の結果、京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定に適合していますので承認します。

令和　　　年　　　月　　　日

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定運営委員会　　㊞